

就業調整委員会設置規程

(目 的)

第1条 公益社団法人日野市シルバー人材センターにおける会員に対する就業機会の公平を図り、就業交代に伴う業務への影響を最小限にし顧客満足度を向上させるため、就業調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、就業規約第2条の規定に基づき、次の事項について検討し、決定する。

- (1) 会員の希望と適性に応じた就業先の調整に関すること。
- (2) 就業調整に関する情報の収集及び調整研究に関すること。
- (3) その他会員の就業の調整に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事 3名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 地域班長の代表 2名
- (4) その他会長が必要と思われる者 若干名

2 委員は、会長が委嘱する。

(役 員)

第4条 委員会には、次の各号に掲げる役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長は、委員のうちから互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもってあてる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とし7月1日から翌々年の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、四半期毎に開催し、委員長が召集する。また、臨時に委員会を開催することができる。

2 委員会の運営は、委員長が当たる。

(就業会員の調整方法)

第7条 委員会は、就業申込者一覧により別表の「就業選考基準」を総合的に判断して、就業会員を調整するものとする。

なお、面接が必要と判断される場合には、面接対象者を選考し、面接により「健康状態」「適性」などを総合的に判断して、就業会員を調整するものとする。面接は委員をもつて行う。

また、原則、面接は職場リーダー等就業会員が1名同席し、業務内容の説明を行う。

2 委員会は、調整の結果を応募会員に通知する。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における決定事項について会長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、委員会の審議を通して知り得た秘密をいかなる者にも漏らしてはならない。

(委任)

第10条 緊急、臨時の募集における就業会員の調整は、委員会を開催せず事務局長に委任することができる。その場合、事務局長は第7条に準じて就業会員を調整するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成13年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日に施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表（7条関係）

就業選考基準

	基準項目	主たる判定内容
1	未就業期間	3か月以上継続して就業していない。 (単発業務を除く。)
2	申込み回数	未就業期間中2回以上の申込がある。
3	トラブルの有無	発注者、市民、会員とのトラブルがなかったか。発注者、市民、会員、職員に対する対応は適正であったか。
4	健康状態	現在、職種に対応できる健康状態であるか。
5	就業先までの距離	夜間就業等での行き帰りなどの安全性。
6	適正職種	希望職種の適応性。
7	年齢	「就業年齢制限の設定に関する要綱」による
8	センター貢献度	地域班、各種委員会等センター運営組織機関での貢献度。
9	センター行事参加度	地域班会議、社会奉仕活動等の過去の出欠状況。
10	その他	上記以外